

令和2年度 空き家分科会等の取組み予定について

令和2年9月4日

近畿地方整備局住宅整備課

開催方針について

- 令和2年度 空き家分科会（第1回）の実施（9月4日（金））
 - * 会議内容はインターネットによるLIVE配信を実施。
 - ・ 外部講師による講演（＜テーマ＞「財産管理人制度について」）
 - ・ 国土交通省からの情報提供
 - ・ 空き家対策税制に係る情報提供・意見交換 等

- 空き家分科会ワーキング（3回／年程度）（～1月下旬）【別紙】
 - ＜テーマ＞空き家の行政代執行に係る実務について
 - ＜目的＞行政代執行に必要な実務に係る参考資料のとりまとめ

- 令和2年度 空き家分科会（第2回）の実施（2月上旬）
 - ・ 外部講師による講演（仮）
 - ・ 国土交通省からの情報提供
 - ・ 行政代執行に係る情報提供・意見交換（WGの取組報告を含む） 等

令和2年度空き家分科会ワーキングの取組みについて（予定）

【ワーキングの目的】

- 空き家分科会では、これまで、空き家対策予算・制度の情報共有、先進事例の紹介、空き家対策に係る課題についての意見交換等を実施してきたところ。
- 一方、空き家分科会の参加者の多数を占めている市町村の職員においては、より実務に即したテーマに係る議論について一定ニーズがあるものの、空き家分科会の限られた時間内のみでの対応は難しいところ。
- このため、実務に即したテーマについて、市町村職員を含めてワーキング形式により調査・検討等を行うこととし、とりまとめた内容を空き家分科会で報告することとする。

＜参考＞近畿住宅政策連絡協議会議空き家分科会申合せ事項
（目的）

近畿管内の府県・市町村の域を越え、空き家対策に関する課題等について忌憚なく意見・情報交換及び調査・検討をする場を設けることにより、空き家対策の知識・技術を向上し、空き家対策を推進する。

【令和2年度テーマ】

- 「空き家の行政代執行に係る実務について」
 - ・ 平成27年10月以降、空き家法に基づく危険な空き家等に係る行政代執行については一定の実績（50件程度）があるものの、その実施は、特定の市町村に限られており、具体的な行政代執行の実務等に係るノウハウについては十分には共有されていない状況であり、実績のない市町村においては行政代執行を視野に入れた検討に踏み出せずにいるところ。
 - ・ このため、実績のある市町村の知見・経験をもとに、行政代執行を視野に入れた検討を行うに際して、検討の各段階における行政庁に必要な具体的な実務（ex. 庁内意思決定、議会等への対応、予算の確保、行政庁内の体制整備、所有者との調整、物件現況調査、工事発注、債権改修 等）及びその留意事項等を整理した上で、実績がない市町村が行政代執行を行うにあたり参考となる資料をとりまとめる。

【令和2年度取組内容】

- 行政代執行の実務等に係るプレヒアリング
- 各段階における必要な実務及び留意事項等に係るアンケート 等
- 実績市町村（WG構成員）との意見交換
- とりまとめ

【構成員】

- 府県担当者（数名）
- 市町村担当者（数名）
- 近畿地方整備局（事務局）、URリンケージ（事務局補助）

【開催予定】

- 年3回程度（10月、12月、1月 等）。
 - ・ 第1回 プレヒアリングの結果報告、アンケート方針等に係る意見交換
 - ・ 第2回 アンケート等の結果報告、とりまとめ素案について意見交換
 - ・ 第3回 とりまとめ案について意見交換